

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案要綱

1 目的

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成24年度及び平成25年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものとする。（第1条関係）

2 特例公債の発行等

- (1) 財政法第4条第1項ただし書等の規定により発行する公債のほか、平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。（第2条第1項関係）
- (2) (1)による公債の発行は、平成25年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該公債に係る収入は、平成24年度所属の歳入とすることとする。（第2条第2項関係）
- (3) (1)の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。（第2条第3項関係）
- (4) (1)により発行した公債については、その速やかな減債に努めることとする。（第2条第4項関係）

3 年金特例公債の発行等

- (1) 財政法第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。（第3条第1項関係）
- (2) (1)の公債についての償還及び平成26年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。（第3条第2項関係）
- (3) (1)の公債については、平成45年度までの間に償還するものとする。（第3条第3項関係）
- (4) (1)の公債は、特別会計に関する法律第42条第2項の規定の適用については、国債とみなさないこととする。（第3条第4項関係）

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。（附則関係）